

## 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、大阪府内への観光客のさらなる呼び込みを図ることを目的に、予算の定めるところにより、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、大阪府内で第3条に掲げる事業を実施するものであって、法人格を有するものとする。ただし、規則第2条第2号のイからハまでのいずれかに該当する者を除く。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主にインバウンドの観光客が大阪の夜の魅力を体験することができる事業（以下「ナイトカルチャー事業」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、事業の開始時間が18時以降のものに限る。

- (1) 音楽、演劇、古典芸能、ノンバーバルパフォーマンスなどの舞台芸術事業
- (2) 和楽器、舞踊、伝統衣装、芸道、工芸等の日本・大阪の文化を体験できる事業
- (3) アニメ・漫画をはじめとするポップカルチャー等の集客イベント事業
- (4) その他大阪の魅力を体験できる事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、印刷費、謝金等・宣伝費、通訳・字幕等のインバウンドの観光客への対応に係る経費及びその他知事が事業の実施に必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。但し、消費税及び地方消費税の額は補助対象経費から除く。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の額の上限は、15,000,000円とする。

2 補助事業の実施により収益が生じた場合には、知事は補助金の額の一部を減額することができる。

3 第1項及び第2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書(様式第1号)を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

(事業審査等)

第7条 事業の審査は、事業の実現性、継続性及び新規性並びに事業実施の効果等を踏まえ、知事が行うものとする。

2 知事は、補助金を交付するのが適当であると認める事業者に対し、その額を内定し、通知する。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条第2項の規定による内定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付申請書(様式第2-1号)並びに要件確認申立書(様式第2-2号)及び暴力団等審査情報(様式第2-3号)を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 知事は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助額を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更承認申請等)

第10条 規則第6条第1項第1号及び第2号の変更の承認申請(次条に定める軽微な変更)に該当する場合は除く。)にあつては、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)を、同項第3号の中止又は廃止の承認申請にあつては、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更及び補助金の交付の条件等)

第11条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の

変更とする。

3 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金は第4条に規定する経費に充当しなければならない。
- (2) 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業の執行状況に関して、調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定より通知を受けた日から起算して10日以内に、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付申請取下承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内に、補助事業の完了日が年度末の場合にあっては翌年度の4月20日までに、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業実績報告書(様式第6号)を、知事に提出することにより行わなければならない。

(検査等)

第14条 知事は、規則第12条及び前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか確認するものとする。

(補助金の交付)

第15条 知事は、規則第13条の規定による補助金額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条第1項の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付請求書(様式第7号)を、知事が指定する日までに提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第8号）を知事が指定する日までに提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、次のとおりとする。

（1）取得価格が1件（品）につき10万円以上のもの。

品種	品目	品名	期間
機械器具類	光学器具類	モニター、スクリーン、プロジェクター等	5年
雑品類	雑品類	看板、案内版	3年

ただし、上記に記載のないものについては、5年とする。

（2）取得価格が1件（品）につき、10万円未満のものは3年とする。

4 知事は、第2項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価額から財産処分制限期間が経過した時点での残存価額を差し引いた金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

5 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を、府に納付させることがある。ただし、補助事業者に交付された補助金の額を限度とする。

（その他）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

大阪府知事 様

住 所  
団体名  
代表者 職・氏名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書 ( 年度)

年度において、補助金の交付を受けたいので、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

事業名				
事業の目的				
事業の内容 (自立化に向けた取組み)	(事業の実施日時・場所・回数・内容、主な出演者等、来場予定数、広報手法等を具体的に記載)			
	(自立化に向けた取組み、年数等について記載)			
事業の効果・目標				
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
交付を受けよう する補助金の額	金 千 円			
	(補助金の額の算定) 補助対象経費 <input type="text"/> 千円 × 1 / 2 = <input type="text"/> 千円 (千円未満切捨)			
連絡先	担当者役職・氏名			
	連絡先	電話	<input type="text"/>	F A X <input type="text"/>
		E-mail	<input type="text"/>	
	担当者役職・氏名			
連絡先	電話	<input type="text"/>	F A X <input type="text"/>	
	E-mail	<input type="text"/>		

- ※ 法人の定款又は寄附行為等及び提出時点の役員名簿を添付すること。
- ※ 過去3年間の法人の財務状況が分かる書類(決算書等)を提出すること。
- ※ 事業の内容が分かる企画書等の書類を提出すること。

大阪府知事 様

住 所  
団体名  
代表者 職・氏名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付申請書（ 年度）

年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条及び大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
事業の目的	
事業の内容 (自立化に向けた取組み)	(事業の実施日時・場所・回数・内容、主な出演者等、来場予定数、広報手法等を具体的に記載)
	(自立化に向けた取組み、年数等について記載)
事業の効果・目標	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助事業完了 予定年月日	年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	金 円

※登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3ヵ月以内のもの）を添付すること

## 要件確認申立書

大阪府知事 様

当法人は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金に係る交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

## 記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する <b>暴力団</b> 、同法第2条第6号に規定する <b>暴力団員</b> 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力団</b> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_

## 暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金に係る交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	ｶﾅ(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_

大阪府知事 様

住 所  
団体名  
代表者 職・氏名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金経費配分（内容）変更承認申請書（ 年度）

年度において標記補助金の交付の決定を受けましたが、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業の内容の変更）の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業名称				
	変更事項	変更前	変更後	備考
変更の内容				
変更の理由				

大阪府知事 様

所在地  
団体名  
代表者名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業中止（廃止）承認申請書（ 年度）

年度において標記補助金の交付の決定を受けましたが、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名称	
中止（廃止）の内容	
中止（廃止）の経緯・理由	

大阪府知事 様

所在地  
団体名  
代表者名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付申請取下承認申請書（ 年度）

大阪府補助金交付規則第7条及び大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
取 下 理 由	

大阪府知事 様

住 所  
団体名  
代表者 職・氏名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業実績報告書（ 年度）

大阪府補助金交付規則第12条及び大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の精算

補助金交付決定額	千円
補助金精算額	千円
補助金概算払交付済額	千円
差引（精算払）請求額	千円

2. 事業実績報告

事業名	
事業完了日	年 月 日
事業の目的 (交付申請書と同じ内容を記載)	
事業の内容及び実績 (実施日時・場所・回数、内容、主な出演者、来場者数、広報手法等)	
事業の効果・目標 (交付申請書と同じ内容を記載)	
事業の成果 (目標達成度)	
補助事業の今後の課題	
補助金による効果	

大阪府知事 様

住 所  
団体名  
代表者 職・氏名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付請求書（ 年度）

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金について、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 千円

補助金交付決定額	千円
概算払請求額	千円
差 引	千円
概算払を必要とする理由	

大阪府知事 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金に係る  
概算払請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金  
について、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第15条第3項の規定によ  
り、下記のとおり請求します。

記

1 概算払金額 金 円

2 概算払を請求する理由

(内 訳)

交付決定通知額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

大阪府知事 様

所在地  
団体名  
代表者名

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付指令のあった標記の補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により申請します。  
記

1 補助事業の名称

2 処分する財産の品目、取得年月日及び取得価格

品 名	取得年月日	取得金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

3 処分の理由

4 処分の方法 目的外使用 / 譲渡 / 交換 / 貸し付け /  
担保に供する処分 / 取り壊し / 廃棄